

第63回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2023年6月29日 (木曜日)
午前10時

場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階
会議室 (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

議決権行使期限

2023年6月28日 (水曜日)
午後5時30分まで

目次

第63回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36

目的
事項

報告事項

- 第63期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第63期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様へお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6023
2023年6月8日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長 堀田佳伸

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dhtd.co.jp/>



また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（ダイハツディーゼル）または証券コード（6023）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
(インターネット・郵送による議決権行使方法は3頁から4頁をご参照ください。)

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①連結注記表
- ②個別注記表

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料[※]の電子提供制度が開始されました。本制度は株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトへアクセスしていただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※ 株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

◎上記の法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りさせていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

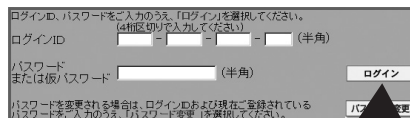


2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1)インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2)パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3)パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金28円
総額883,953,420円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日
2. 剰余金の処分にに関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,800,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の目的事項を現状に即し整理するため、当社定款第2条（目的）に一部変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)ディーゼルエンジン等各種内燃機関、車両用機器、その他諸機械類の製造、修理ならびに販売</p> <p>(2)ディーゼルエンジン等各種内燃機関、その他諸機械類の設置工事ならびに電気工事および建築工事等の請負</p> <p>(3)自動車部品および付属品製造ならびに販売</p> <p>(4)アルミニウム・同合金ダイカストの製造ならびに販売</p> <p>(5)金属製品・非金属製品用金型、同部分品、付属品の製造ならびに販売</p> <p>(6)内燃機関電装品の製造ならびに販売</p> <p>(7)ドア機器、オートドア等建築用および船舶車両用自動開閉装置、諸金具の製造ならびに販売</p> <p>(8)陸上、海上および航空便による貨物運送取扱業</p> <p>(9)貨物の塗装、荷造、梱包業ならびにその請負</p> <p>(10)情報処理サービス業</p> <p>(11)損害保険代理業</p> <p>(12)貸事務所業ならびに駐車場業</p> <p>(13)発電および売電に関する業務</p> <p>(14)前各号に関連する一切の業務</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)ディーゼルエンジン等各種内燃機関、車両用機器、その他諸機械類の製造、修理ならびに販売</p> <p>(2)ディーゼルエンジン等各種内燃機関、その他諸機械類の設置工事ならびに電気工事および建築工事等の請負</p> <p>(3)自動車部品および付属品製造ならびに販売</p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>(4)内燃機関電装品の製造ならびに販売</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(5)陸上、海上および航空便による貨物運送取扱業</p> <p>(6)貨物の塗装、荷造、梱包業ならびにその請負</p> <p>(7)情報処理サービス業</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(8)貸事務所業ならびに駐車場業</p> <p>(9)発電および売電に関する業務</p> <p>(10)前各号に関連する一切の業務</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため取締役を3名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任 きのした しげき 木 下 茂 樹	代表取締役 取締役会長	13回/14回 (93%)
2	再任 ほつた よしのぶ 堀 田 佳 伸	代表取締役 取締役社長	14回/14回 (100%)
3	新任 もりもと くにひろ 森 本 国 浩	監査役	13回/14回 (93%)
4	再任 みずしな たかし 水 科 隆 志	取締役 東京支社長	14回/14回 (100%)
5	再任 さなが としき 佐 長 利 記	取締役	14回/14回 (100%)
6	新任 はやた よういち 早 田 陽 一	常務執行役員 技術統括本部長	—
7	新任 あさだ ひでき 浅 田 英 樹	常務執行役員 守山事業所長、品質保証室担当	—
8	再任 社外 独立 つだ たもん 津 田 多 間	取締役	14回/14回 (100%)
9	新任 社外 独立 たけだ ちほ 竹 田 千 穂	—	—
10	新任 社外 独立 さとう ひろあき 佐 藤 宏 明	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>きのした しげ き 木下茂樹 (1954年10月28日生)</p>	取締役会長 (代表取締役)	1977年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2014年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社取締役社長 2020年6月 当社取締役会長 (現職) (重要な兼職の状況) (一社)日本船用工業会 会長	89,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術・研究開発分野を始め、当事業全般に関する幅広い経験と知識を有しているとともに、当社の代表取締役会長として当社グループの経営を担っており、優れたリーダーシップを発揮しております。グループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有する点は一層の企業発展に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	<p>再任</p> <p>ほつ た よし のぶ 堀田佳伸 (1966年1月30日生)</p>	取締役社長 (代表取締役)	1988年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役副社長 2020年6月 当社取締役社長 (現職) (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長	98,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 製造・品質管理分野を始め、当事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、当社の代表取締役社長としてグループ経営における事業成長と経営基盤・ガバナンスの強化など、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮しております。それらの実績と豊富な経験に基づく高い見識を有する点は持続的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3 ※	<p>新任</p> <p>もり もと くに ひろ 森本国浩 (1965年7月5日生)</p>	監査役	1988年4月 ダイハツ工業(株)入社 2017年4月 同社執行役員 C S本部担当 2019年1月 同社幹部職 海外事業本部長、カスタマーサービス本部副本部長 2021年1月 同社幹部職 カスタマーサービス本部長 2021年6月 当社社外監査役 (現職) 2022年1月 ダイハツ工業(株)幹部職 営業CS本部統括部長 (現職)	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社での監査役としての経験に加え、製造業において長年にわたり業務経験で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの広範な知識を当社経営全般の監督機能強化にいかしていただくとともに、深い見識は当社グループの新たな事業成長の一躍に資すると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>再任</p> <p>みず しな たか し 水 科 隆 志 (1970年4月13日生)</p>	<p>取締役 [担当] 東京支社長</p>	<p>1994年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役(現職)</p>	41,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 管理部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、当社の取締役として多角的な視点からグループ全体のガバナンス体制構築を図っております。各本部・各社の人事機能の基盤強化に取り組むなど、豊富な実績と経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
5	<p>再任</p> <p>さ なが とし き 佐 長 利 記 (1970年1月22日生)</p>	<p>取締役</p>	<p>1993年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役(現職)</p>	33,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、当社の取締役として高い統率力を発揮し、豊富なマネジメント経験から主力事業の業容拡大を図っております。多岐の事業拡大に貢献した実績と豊富な経験に基づく高い見識を有する点はさらなる事業発展に寄与すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
6 ※	<p>新任</p> <p>はや た よう いち 早 田 陽 一 (1969年7月15日生)</p>	<p>常務執行役員 [担当] 技術統括本部長</p>	<p>1993年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社常務執行役員(現職) (重要な兼職の状況) ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長</p>	29,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術・研究開発分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、これら業務実績とこれまで培った会社経営の経験をいかし、開発分野をはじめとした当社事業を高いマネジメント力で牽引することにより中長期ビジョン実現ならびに持続的な企業価値向上へつなぐと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
7 ※	<p>新任</p> <p>あさ だ ひで き 浅 田 英 樹 (1969年8月29日生)</p>	<p>常務執行役員 [担当] 守山事業所長、品質保証室 担当</p>	<p>1993年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社常務執行役員(現職)</p>	28,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 製造・品質管理分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、これら業務実績とこれまで培った会社経営の経験をいかし、製造分野をはじめとした当社事業を強いリーダーシップで牽引することにより中長期ビジョン実現ならびに持続的な企業価値向上へつなぐと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<p>再任 社外 独立</p> <p>つ だ た もん 津 田 多 間 (1952年12月19日生)</p>	取締役	<p>1975年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行</p> <p>1981年10月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所</p> <p>1985年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年11月 監査法人 太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員</p> <p>2012年7月 津田公認会計士事務所代表(現職)</p> <p>2015年6月 (株)テクノアソシエ 社外取締役(現職)</p> <p>2015年6月 当社社外取締役(現職) (重要な兼職の状況)</p> <p>津田公認会計士事務所 代表</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士としての専門的な知見をいかし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役として会社経営を経験されており、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。</p>				
9 ※	<p>新任 社外 独立</p> <p>た け だ ち ほ 竹 田 千 穂 (1973年2月9日生)</p>	—	<p>2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所) 入所</p> <p>2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー(現職)</p> <p>2020年6月 (株)ニチダイ 社外取締役(現職)</p> <p>2022年6月 京阪神ビルディング(株) 社外取締役(現職)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見をいかし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営を経験されており、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10 ※	<p>新任 社外 独立</p> <p>さとう ひろあき 佐藤 宏明 (1960年1月29日生)</p>	—	<p>1982年4月 キヤノン(株)入社</p> <p>2004年2月 同社 先端技術研究本部MRシステム開発センター所長</p> <p>2008年1月 同社 映像情報技術開発センター所長</p> <p>2012年7月 同社 デジタルシステム開発本部アドバンスIRT開発センター所長</p> <p>2015年7月 同社 デジタルシステム開発本部副本部長</p> <p>2019年3月 同社 常勤監査役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>ICT（情報通信技術）分野における高い知識と数多くの実務実績による豊富な経験に基づき、その見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は主に高度な知見から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において監査役として会社経営に関与されたこととともに、製造業種での豊富な経験と技術に関する高い見識を有しておられ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。</p>				

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 早田陽一氏および浅田英樹氏は過去に当社の取締役であったことがあります。
4. 津田多聞氏、竹田千穂氏および佐藤宏明氏は社外取締役候補者であります。
 なお、津田多聞氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、竹田千穂氏および佐藤宏明氏が社外取締役に選任された場合は、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
5. 津田多聞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
6. 津田多聞氏は、2023年6月16日付で(株)テクノアソシエの社外取締役を退任予定であります。
7. 責任限定契約の内容の概要について
 当社は、津田多聞氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、竹田千穂氏および佐藤宏明氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
 各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

スキル・マトリックスについて

本株主総会終了後のスキル保有状況												
氏名	役位	社外	企業経営・ 経営戦略	ESG・サステイナビリティ	技術・研究 開発	製造・品質 管理	営業・マーケティング	人事・人材 開発	財務・ファイナンス	ICT・DX	グローバル ビジネス	法務・コンプライアンス
木下 茂樹	代表取締役会長		●	●	●	●						
堀田 佳伸	代表取締役社長		●	●		●	●				●	
森本 国浩	取締役副社長					●	●				●	
水科 隆志	取締役		●	●				●	●			●
佐長 利記	取締役		●				●				●	
早田 陽一	取締役		●		●							
浅田 英樹	取締役		●	●		●	●					
津田 多聞	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立	●						●		●	●
竹田 千穂	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立										●
佐藤 宏明	取締役	○ <input type="checkbox"/> 独立								●	●	

(注) 取締役候補者に対して特に期待する分野であり、取締役候補者が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役森本国浩氏が辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役森本国浩氏の任期が満了する第66回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	当社における 地位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>新任 社外</p> <p>なか がわ ひと し</p> <p>中川 仁志</p> <p>(1963年5月19日生)</p>	—	<p>1986年4月 ダイハツ工業(株)入社</p> <p>2016年4月 同社調達部 調達企画室長</p> <p>2017年4月 同社調達部長</p> <p>2019年1月 同社調達本部 副本部長</p> <p>2021年6月 ダイハツドライブトレーンマ ニユファクチュアリングイン ドネシア 社長</p> <p>2023年1月 ダイハツ工業(株)コーポレート 統括本部 統括部長 (現職)</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>ダイハツ工業株式会社の要職を歴任して培ってこられた経験をいかし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくに資すると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 中川仁志氏は新任の社外監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要について

候補者中川仁志氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

候補者中川仁志氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による消費活動の自粛志向が薄らぎ経済活動の正常化が一段と進むことで、コロナ禍からのリバウンド需要を中心に回復基調となりました。その一方で、円安の進行、資源高の影響による物価上昇等もあり、引き続き先行きの見通せない状況が続いております。

世界経済におきましては、ウクライナ情勢の長期化に伴う食料・エネルギー危機、中国でのゼロコロナ政策に伴う経済活動の抑制、インフレが加速したことによる積極的な金融引き締めが行われる等、経済成長は低水準で推移いたしました。IMFが2023年4月に公表した世界経済見通しでは、世界のインフレ率は2022年の8.7%から2023年は7.0%に鈍化する見込みであり、世界経済の成長率は2022年の3.4%から2023年には2.8%へ低下するとの見通しが示されました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、2022年の新造船受注量は、鋼材価格高騰を背景とした船価の上昇で発注が控えられたこともあり2021年の特需は落ち着くものの、コンテナ船やばら積み船を中心に堅調に推移いたしました。また、海上輸送網の混乱も解消に向かい、人流制限等で停滞していた東南アジアを中心にメンテナンス需要も回復しております。

このような企業環境下、当社グループにおきましては、大型機関やデュアルフェューエル機関の受注が好調に推移するとともに、メンテナンス関連も好調に推移いたしました。その結果、当連結会計年度における連結売上高は72,113百万円（前期比25.2%増）となり、利益面におきましては、営業利益は3,601百万円（前期比72.1%増）、経常利益は3,660百万円（前期比46.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,948百万円（前期比49.8%増）になりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

コンテナ船向けを中心に大型機関やデュアルフェューエル機関の売上構成比率が増加したに加え、メンテナンス関連の売上増加ならびに為替の影響等により、売上高は56,854百万円（前期比30.1%増）、セグメント利益は4,603百万円（前期比98.7%増）となりました。

ロ) 陸用機関関連

機関売上は増加したものの、一部の物件の採算性が悪化したこと等により、売上高は10,997百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は817百万円（前期比48.6%減）となりました。

従いまして、当部門の売上高は67,852百万円（前期比25.9%増）、セグメント利益は5,420百万円（前期比38.8%増）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、売上構成の変化および原材料費の高騰により売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも微増となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも増加となりました。

二) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも増加となりました。

従いまして、当部門の売上高は4,261百万円（前期比14.5%増）、セグメント利益は670百万円（前期比60.1%増）となりました。

創業以来100年以上にわたり、当社の社会的使命は一貫して「社会インフラの一端を担う」ということであり、「私たちは、たくましい創造性とすぐれた技術を磨き上げ、社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願い、限りなく前進する」を企業理念に掲げ、技術力で社会を豊かにする、つまり、船用機関で海上物流を、陸用機関で常用・非常用の電力を確保する等、海のフィールドと陸のフィールドの両方から人々の安心安全な暮らしを支えてまいりました。

新型コロナウイルス感染症がもたらした未曾有のパンデミックを契機とし、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代に突入しております。また、造船・海運業界におきましては、脱炭素化機運の高まりを受けて石油系燃料から次世代燃料へと本格移行が進むとの予測があり、当社グループにとっては新たなチャンスである一方で、その移行スピードや、どの燃料が船用機関の主力となるのかについて等、不確実な部分を抱えているのが現状です。このような変動性や不確実性の高い経営環境の中で、持続的な成長と、長期的な企業価値・株主価値の最大化を実現するため、昨年11月に中長期ビジョン「POWER! FOR ALL beyond 2030」を発表いたしました。

この中長期ビジョンにおきましては、「GHG（温室効果ガス）削減と経済的価値向上の両立」そして、「新たなお客様価値のご提供」この2点を2030年へ向け取り組むべき最重要テーマであると位置付けております。

次世代燃料対応機関の開発だけではなく、AI・IoTを積極的に活用してお客様をサポートする技術を加速させ、新たなお客様価値をご提供することで、サービタイゼーションによるビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

また、アフターメンテナンスの収益性を高めることを最優先課題の一つとして取り組むとともに、2030年以降の次世代燃料対応機関の本格移行までに人的資本への投資を加速させ、既存事業の経営体質強化と今後の事業環境の変化に備えた組織能力強化を図ってまいります。

今後もサステナブルな企業であり続けるため、成長分野への選択と集中による事業構造改革を推進し、グローバルな市場において成長性と収益性の向上に努めてまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶 用 機 関 関 連	43,685	56,854	13,169
陸 用 機 関 関 連	10,192	10,997	805
計	53,877	67,852	13,974
そ の 他 の 部 門	3,722	4,261	538
合 計	57,599	72,113	14,513

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,364百万円であります。その主な内容は、次世代燃料対応機関開発のための設備導入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は1907年の創業以来、社会インフラの一端を担うことを社会的使命として、船舶用機関で海上物流を、陸用機関で常用・非常用の電源を確保するなど、海と陸の両方から人々の安心安全な暮らしを支えてきております。

2020年10月に日本では2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言するなど、コロナ禍を経てネットゼロエミッションに向けた目標が世界的に前倒しされました。またデジタル化が加速するなど、当社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。

造船・海運業界ではGHG削減の取り組みとして、海上物流での新たな動力源の開発や航行スピードの調整、船体設計や排出CO₂の回収などの取り組みを進めております。海上物流での新たな動力源の開発は、内燃機関の技術革新が寄与するものと考えられており、当社においては次世代燃料であるメタノール・アンモニア・水素・バイオ燃料などの次世代燃料対応機関を開発・市場投入することでGHG削減の貢献を目指しております。

船舶用内燃機関のライフサイクルは2050年までに重油燃料型ディーゼル機関から、重油とLNGの二元燃料を動力源とする環境負荷低減型のデュアルフューエル機関、そして次世代燃料対応機関へと機関移行が進むと想定しているものの、移行時期等是不透明な状況にあります。

当社では、2021年10月にデュアルフューエル機関4機種ラインアップを完了し、2022年度末までには約220台以上を販売・受注しており、重油燃料型ディーゼル機関からの置き換えが加速しました。次世代燃料対応機関の開発については見通しが不透明であることから、特定の燃料に限定せず幅広く開発し、各燃料に対応した機関研究開発を並行して進めております。併せて、造船業界での中国造船所へのシェアシフトに対応するため、コスト競争力をこれまで以上に強化する必要があります。

陸用分野では、我が国の人口減、財政逼迫、公共インフラの老朽化が同時並行で進む中、ゲリラ豪雨等の気候変動から人々の安心安全を確保することで、Society5.0*に貢献していくことが将来における当社のあるべき姿であると想定しています。

当社は、2022年11月に中長期ビジョン『POWER! FOR ALL beyond 2030』を公表し、2050年までの中長期的な事業戦略を示しました。不確実性の高い時代に当社グループが柔軟に対応し成長し続けるためには、次世代燃料対応機関の開発だけでなく、デジタルを駆使したサービタイゼーション事業を確立させ、アフターメンテナンス事業の収益性を高めることを2030年への最優先課題として取り組んでおります。

2030年以降の次世代燃料対応機関の本格移行までに、人的資本への投資を加速することで求める組織能力を構築・開発しつつ、新たな成長・収益ドライバーを構築するために注力すべき分野へ選択と集中を進めることで事業基盤を強化してまいります。

1. 事業開発
 - ・サービタイゼーション事業を成長ドライバーに据えるための関連投資やアライアンスの推進
 - ・製品とデジタルを融合させた、付加価値の高いサービス事業の事業収益化
2. 次世代燃料対応開発
 - ・カーボンニュートラルに向けた各種次世代燃料対応機関開発の早期実現と市場投入
3. 能力構築
 - ・無形資産の投資強化によるデジタル化推進、中国市場における一層の事業拡大のための組織能力強化
 - ・グローバル人材の育成・強化
4. サステナビリティ経営
 - ・サステナブル投資の実行
 - ・既存事業の深化
 - ・ESG経営の実行

これら取組みを早期に実現するため、2023年度より5年間で総額500億円の投資を実施することで、モノづくりを通じた社会貢献に加え、社員についても人材の多様化を図り、社員一人ひとりの成長と事業活動の両立を図ってまいります。今後もサステナブルな企業であり続けるため、ESGを経営の中核に据えた事業運営への展開を図ってまいります。

※Society5.0…現実空間と仮想空間が一体となり、さまざまな社会問題の解決と経済発展を実現する社会

(5) 財産および損益の状況

区 分	第60期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	60,087百万円	56,745百万円	57,599百万円	72,113百万円
経常利益	2,915百万円	1,149百万円	2,506百万円	3,660百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,996百万円	712百万円	1,968百万円	2,948百万円
1株当たり当期純利益	62円80銭	22円43銭	62円01銭	93円37銭
総資産	85,558百万円	80,381百万円	89,268百万円	95,377百万円
純資産	40,645百万円	41,214百万円	43,069百万円	45,724百万円
1株当たり純資産	1,276円43銭	1,296円22銭	1,354円99銭	1,446円90銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの中国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼルの姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼルの梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG£ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

③事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司（中国）および陝西柴油機重工有限公司（中国）に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区	分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置など

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況**①企業集団の従業員**

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,270名	12名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
833名	12名増	41.3歳	16.3年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,900
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,384
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,271
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,056
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,023

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元: 100株)
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式280,235株)
 (3) 株主数 4,366名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	11,181	35.4
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	2,000	6.3
PERSING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	1,471	4.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,014	3.2
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	740	2.3
中 島 秀 樹	623	2.0
株 式 会 社 り そ な 銀 行	590	1.9
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	565	1.8
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	561	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	408	1.3

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	60,200	4

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項**(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)**

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	木下茂樹		(一社)日本船用工業会会長
取締役社長 (代表取締役)	堀田佳伸	指名・報酬諮問委員会委員長	ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役	水科隆志	東京支社長	
取締役	佐長利記		
取締役	津田多聞	指名・報酬諮問委員会委員	津田公認会計士事務所代表
取締役	小松一雄	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	飴野仁子	指名・報酬諮問委員会委員	
常勤監査役	正田敦己		
監査役	別所則英		ダイハツ工業(株)常勤監査役
監査役	森本国浩		ダイハツ工業(株)営業CS本部統括部長

- (注) 1. 取締役 津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査役 別所則英氏および森本国浩氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 取締役 難波伸一氏、三好朋宏氏および松下範至氏は、2022年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役および監査役を被保険者として、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）および独立社外取締役3名（津田多聞氏、小松一雄氏、飴野仁子氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	200	169	—	31	6
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	21	21	—	—	4
社外監査役	1	1	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち非金銭報酬等は、株式報酬であります。
 3. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含んでおりません。）年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。
 4. 上記の支給人員および報酬等の額には、2022年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役7名および監査役3名であります。
 5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤非金銭報酬等の内容

当社の社外取締役を除く取締役が株主とのより一層の価値共有を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該株式報酬の交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

（5）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津 田 多 聞	津 田 公 認 会 計 士 事 務 所	代表
社外監査役	別 所 則 英	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	常勤監査役
社外監査役	森 本 国 浩	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	営業CS本部統括部長

- (注) 1. 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
2. ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門「産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	津 田 多 聞	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において財務および企業経営に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	小 松 一 雄	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において企業法務に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	飴 野 仁 子	<p>当期開催の取締役会に14回中13回(93%)出席し、主に大学教授としての専門的見地から、取締役会において高度な見識や学術面にに基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	別 所 則 英	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席、また当期開催の監査役会に14回中14回(100%)出席し、主に他の会社の監査役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験に基づき、取締役会等において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>
	森 本 国 浩	<p>当期開催の取締役会に14回中13回(93%)出席、また当期開催の監査役会に14回中13回(93%)出席し、主に他の会社の要職を歴任して培った幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会等において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	47百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

6. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役を始め全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。
- ②業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
- ③法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
- ⑤法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「DDホットライン」）を設置し、適切に運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務、機密、知的財産などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役および役付執行役員により構成する経営会議を定期的で開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。
- ②将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき、当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。
- ②当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。
- ③当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。
- ④当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- ②取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。
- ③当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図るとともに、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ②主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
- ③監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。
- ④当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が14回中14回および社外取締役1名が14回中13回にそれぞれ出席いたしました。その他、監査役会は14回、経営会議は24回、企業改革推進会議は24回、内部統制委員会は2回、コンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,389	流動負債	30,586
現金及び預金	26,627	支払手形及び買掛金	8,179
受取手形、売掛金及び契約資産	20,883	電子記録債権	7,259
棚卸資産	14,548	短期借入金	4,461
その他の当金	3,339	リース負債	157
貸倒引当金	△8	未払法人税等	526
		未払費用	5,490
固定資産	29,987	賞与引当金	790
有形固定資産	21,996	役員賞与引当金	56
建物及び構築物	8,935	その他の引当金	3,665
機械装置及び運搬具	6,843		
土地	5,084	固定負債	19,066
建設仮勘定	188	長期借入金	8,800
その他の	944	リース負債	183
		退職給付に係る負債	7,394
無形固定資産	541	役員退職慰労引当金	46
		その他の	2,642
投資その他の資産	7,449	負債合計	49,652
投資有価証券	2,798	(純資産の部)	
繰延税金資産	4,223	株主資本	45,344
その他の当金	432	資本金	2,434
貸倒引当金	△4	資本剰余金	2,175
		利益剰余金	40,865
		自己株	△130
		その他の包括利益累計額	333
		その他有価証券評価差額金	344
		繰延ヘッジ損益	△27
		為替換算調整勘定	284
		退職給付に係る調整累計額	△267
		非支配株主持分	45
資産合計	95,377	純資産合計	45,724
		負債及び純資産合計	95,377

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		72,113
売 上 原 価		57,500
売 上 総 利 益		14,613
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,012
営 業 利 益		3,601
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	39	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	45	
為 替 差 益	18	
雑 益	113	217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 損	86	
雑 損	71	158
経 常 利 益		3,660
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
国 庫 補 助 金	71	
補 助 金 収 入	264	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	61	400
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	53	53
税金等調整前当期純利益		4,007
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,208	
法 人 税 等 調 整 額	△154	1,053
当 期 純 利 益		2,954
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		2,948

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	2,434	2,173	38,393	△43	42,957
当期変動額					
剰余金の配当			△476		△476
親会社株主に帰属する当期純利益			2,948		2,948
自己株式の取得				△135	△135
自己株式の処分		1		48	50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	2,471	△86	2,387
当期末残高	2,434	2,175	40,865	△130	45,344

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	295	△7	97	△313	72	39	43,069
当期変動額							
剰余金の配当							△476
親会社株主に帰属する当期純利益							2,948
自己株式の取得							△135
自己株式の処分							50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49	△20	186	45	261	6	267
当期変動額合計	49	△20	186	45	261	6	2,654
当期末残高	344	△27	284	△267	333	45	45,724

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,520	流動負債	32,331
現金及び預金	19,616	支払手形	413
受取手形	1,128	電子記録債権	7,097
売掛金	21,082	買掛金	7,578
仕掛材	13,529	短期借入金	3,300
原前払費用	96	1年以内返済予定の長期借入金	1,151
短期貸付	534	リース負債	142
そぞ倒引当金	508	未払費用	202
	2,027	未払法人税等	5,147
	△3	前受り金	94
		預賞与引当金	648
		役員賞与引当金	5,470
		その他の引当金	606
		その他	50
固定資産	27,224	固定負債	15,771
有形固定資産	17,484	長期借入金	8,785
建物	4,147	リース負債	148
構築物	1,355	資産除却負債	115
機械装置	6,319	預り保証引当金	16
車両運搬具	127	退職給付引当金	6,611
工具器具備品	841	その他	95
土工器具	4,507		
建設仮勘定	185	負債合計	48,102
		(純資産の部)	
無形固定資産	531	株主資本	37,340
ソフトウェア	473	資本剰余金	2,434
その他	58	資本準備金	2,154
		資本準備金	2,150
投資その他の資産	9,208	その他資本剰余金	3
投資有価証券	833	利益剰余金	32,881
関係会社株	3,980	利益準備金	221
繰延税金	4,286	その他利益剰余金	32,660
そぞ倒引当金	109	固定資産圧縮積立金	151
	△2	別途積立金	29,090
		繰越利益剰余金	3,418
		自己株式	△130
		評価・換算差額等	302
		その他有価証券評価差額金	336
		繰延ヘッジ損益	△34
資産合計	85,745	純資産合計	37,642
		負債及び純資産合計	85,745

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,063
売上原価	55,277
売上総利益	8,785
販売費及び一般管理費	7,632
営業利益	1,152
営業外収益	
受取利息配当金	1,501
雑益	132
営業外費用	
支払利息	87
雑損	36
経常利益	2,662
特別利益	
固定資産売却益	3
国庫補助金	71
補助金収入	264
投資有価証券売却益	61
特別損失	
固定資産売却損	52
税引前当期純利益	3,010
法人税、住民税及び事業税	461
法人税等調整額	△216
当期純利益	2,766

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	2,434	2,150	1	2,152	221	168	27,590	2,611	30,591
当期変動額									
剰余金の配当								△476	△476
別途積立金の積立							1,500	△1,500	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△16		16	—
当期純利益								2,766	2,766
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	1	1	—	△16	1,500	806	2,289
当期末残高	2,434	2,150	3	2,154	221	151	29,090	3,418	32,881

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 計 合 計
	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△43	35,135	290	△8	281	35,417
当期変動額						
剰余金の配当		△476				△476
別途積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		2,766				2,766
自己株式の取得	△135	△135				△135
自己株式の処分	48	50				50
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			46	△25	20	20
当期変動額合計	△86	2,205	46	△25	20	2,225
当期末残高	△130	37,340	336	△34	302	37,642

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三戸康嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンラインでの型式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン型式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己

社外監査役 別 所 則 英

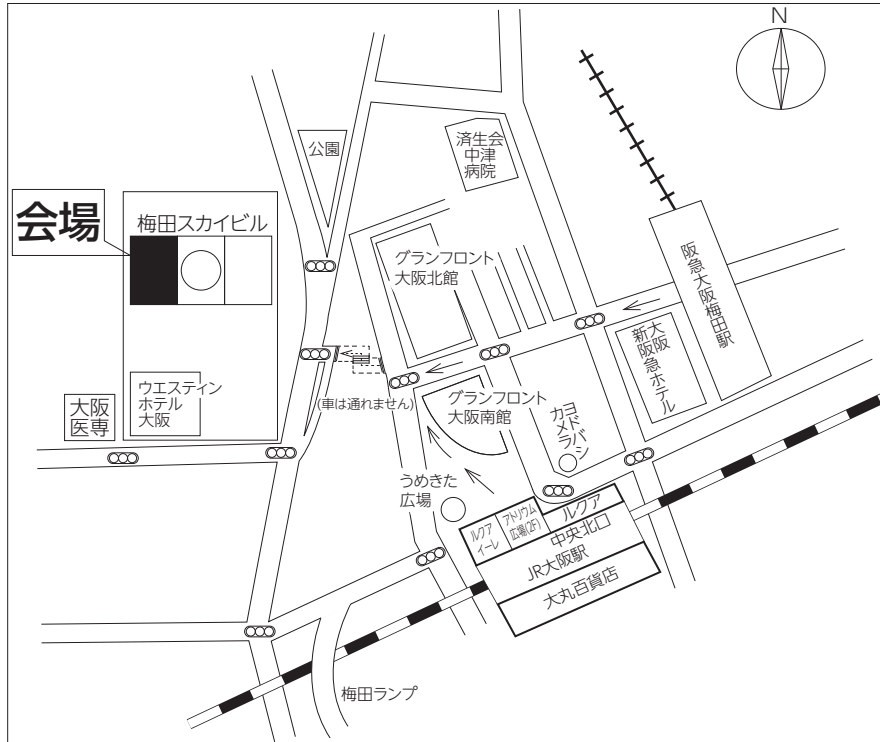
社外監査役 森 本 国 浩

以 上

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室

JR「大阪駅・中央北口」、阪急「大阪梅田駅」より徒歩15分



※駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承ください。
※本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日のご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
なお、当日のご来場に代えて、インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使により事前に行使いただくことも可能です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。